2．農薬の種類
　登録番号及び農薬の名称ごとの農薬の種類は、次のとおりである。
　（「次のとおり」は省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第二千六百七十号**

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第六条の五の規定により、次の農薬の登録は失効したので、同法第六条の七の規定により公告する。

平成二十五年十月十八日

農林水産大臣　林　芳正

| 登録番号 | 農薬の種類 | 農薬の名称 | 製造者又は輸入者の氏名及び住所 |
|---|---|---|---|
| 平成25年6月12日付けをもって登録失効したもの | | | |
| 10577 | マンゼブ水和剤 | グリーンダイセンM水和剤 | 東京都品川区東品川二丁目2番24号　ダウ・ケミカル日本株式会社　代表取締役　栗田道郎 |
| 平成25年6月25日付けをもって登録失効したもの | | | |
| 10576 | マンゼブ水和剤 | ジマンダイセン水和剤 | 東京都品川区東品川二丁目2番24号　ダウ・ケミカル日本株式会社　代表取締役　栗田道郎 |
| 平成25年7月9日付けをもって登録失効したもの | | | |
| 13882 | 農薬の種類　ジラム・チウラム水和剤 | 農薬の名称　パルノックス水和剤 | 製造者又は輸入者の氏名及び住所　東京都中央区日本橋小舟町7番4号　大内新興化学工業株式会社　代表取締役社長　大内茂正 |
| 16915 | カルタップ複合肥料 | くみあいエムシロン042 | 東京都千代田区神田須田町二丁目6番6号　ジェイカムアグリ株式会社　代表取締役社長　大衡一郎 |
| 19261 | カルタップ複合肥料 | くみあいエムシロン40 | 〃 |

**○関東地方整備局告示第四百三十一号**

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年十月十八日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　登録番号

関東地方整備局長　21

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社湘南建築センター

三(1)　評価員の氏名の変更

| 変更前 | 青井美砂子 |
|---|---|
| 変更後 | 山澤美砂子 |

(2)　変更年月日

平成二十四年十一月二十二日

四(1)　評価員の氏名の変更

| 変更前 | 生田　有香 |
|---|---|
| 変更後 | 吉川　有香 |

(2)　変更年月日

平成二十五年六月六日

**○関東地方整備局告示第四百三十二号**

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年十月十八日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　登録番号

関東地方整備局長　14

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

一般社団法人日本住宅性能評価機構

三(1)　評価員の氏名の変更

| 変更前 | 唐鎌　良雅 |
|---|---|
| 変更後 | 〃 |

(2)　変更年月日

平成二十五年九月三十日

**○中部地方整備局告示第百七十四号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月十八日

中部地方整備局長　梅山　和成

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　一号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前 | 敷地の幅員 | 延長 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 島田市志戸呂字鎌研沢三九八番二から同市志戸呂字杉沢三五三番まで | 前 | 三一・〇〇～一二四・四〇（メートル） | 〇・一八二（キロメートル） | |
| | 後 | 三二・〇〇～二七六・三〇 | 〇・一八二 | |

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局浜松河川国道事務所

**○中部地方整備局告示第百七十五号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月十八日

中部地方整備局長　梅山　和成

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百五十五号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 豊田市駒場町向金一七六番二から同市逢妻町四丁目九〇番一二まで | 前 | BA　九・六〇～一〇・〇〇　一〇六・八〇（メートル）～一四三・九一　一四・九四六（キロメートル）～一二・八〇二 | | |
| | 後 | BA　九・六〇～一〇・〇〇　一〇六・八〇～一四三・九一　一四・九六四～一二・八〇二 | | 上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 |

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所